

（新）水俣病情報センター国際発信機能強化事業

13百万円（0百万円）

国立水俣病総合研究センター

1. 事業の必要性・概要

水俣病情報センターは、国立水俣病総合研究センターの附属施設として平成13年に設置され、隣接する熊本県環境センター、水俣市水俣病資料館と連携し、①水俣病に関する資料及び情報の収集、保管、整理、②展示や情報ネットワークを通じて研究者や市民に情報提供、③水俣病に関する学術交流等の場の提供等を通じて、水俣病についての理解の促進、水俣病の教訓の伝達、水俣病及び水銀に関する研究に資することとしている。

本年10月に熊本市、水俣市において開催される外交会議において「水銀に関する水俣条約」が締結される予定であり、水銀に特化した発信施設として国際的な認知度、注目度が高くなることを踏まえて、現状対応の遅れている展示（更新含む）、館内表示の多言語化を図り、国際的な発信力を強化することで、水俣病や水銀汚染に関する正しい理解の醸成を図ることを目的とする。

2. 事業計画（業務内容）

隣接する熊本県環境センター、水俣市水俣病資料館との連携を強化し、それぞれの施設の特性に応じた展示、情報発信を行う。情報センターでは、世界の中での水銀中毒の現状、メチル水銀・無機水銀・金属水銀の化学形態ごとの水銀の特性や人体への影響、水銀の低濃度ばく露影響等について、理解し易い展示を多言語（5カ国語）で表示し、とりわけ国外からの来訪者に対する情報発信を強化する。

3. 施策の効果

情報センターの展示、館内案内等の多言語化を図ることで、水銀条約会議で締結される予定である水銀の大気・水・土壌への放出への対策、水銀を含む製品の制限、水銀の適正な管理、水銀に関する情報交換・研究成果の普及等について、国際的な理解度を高めることができるとともに、条約締結国の責務の達成に貢献する。

水俣病情報センター国際発信機能強化事業

13百万円（0百万円）
支出先：民間団体等

情報センターの役割

水俣病・水銀研究に関する

- ①資料, 情報収集
- ②展示, 情報ネットワーク・交流事業を通じた情報発信
- ③理解促進・教訓伝達
- ④研究成果の発信

水銀に関する水俣条約

展示の増強・多言語表示

(英・中・ハングル・スペイン・ポルトガル)

- 水銀条約責務の実行に貢献
- 途上国への水銀事業に関する技術の発信

- ・国際的な認知度, 注目度UP
- ・海外からの来館者の増加